

高松盆栽魅力発信デジタルスタンプラリー実施業務委託仕様書

1 総則

- (1) この仕様書は、高松盆栽魅力発信デジタルスタンプラリー実施業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務の実施に当たっては、この仕様書、業務委託契約書及び監督職員の指示に従うものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務に関する全ての情報について、委託者の許可なく外部に漏らしたり、転用したりしてはならない。
- (5) 本業務の全部を一括して、第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。ただし、その一部について、第三者に委託することについてその業務内容、体制及び責任者を明記し、あらかじめ本市に報告し、承認を得た場合は、この限りでない。
- (6) 本業務を実施する上で必要な資料について、委託者が貸与した資料は使用目的が完了した後は速やかに返却しなければならない。
- (7) 本業務を実施する上で写真や文献等の資料を引用した場合は、その資料名を明記するものとする。
なお、借用等の手続きは、受託者にて行うこととする。
また、見積書、報告書等提出物の制作に係る経費や取材（写真撮影等）、素材作成、盆栽のレンタル料、校正、プロモーション活動等、本業務の実施に要する経費は、すべて受託者の負担とする。
- (8) 本業務の履行期間については、契約の日から令和7年12月26日（金）までとする。
- (9) 本仕様書については、企画競争の結果により、受託者と協議の上、必要に応じて適宜、修正する。

2 業務名

高松盆栽魅力発信デジタルスタンプラリー実施業務

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

4 履行場所

高松市が指定する場所（高松市内）

5 業務の目的

瀬戸内国際芸術祭 2025 の秋会期にあわせて、市内各地に高松盆栽（レンタル盆栽を含む）を展示するとともに、高松盆栽の展示場所等を巡るデジタルスタンプラリーを実施することにより、国内外からの来訪者に高松盆栽の魅力を知ってもらい、地域資源の認知度向上と観光誘客の促進を図ることを目的とする。

6 デジタルスタンプラリー実施期間（デジタルスタンプ獲得期間）

令和7年10月3日（金）から令和7年11月9日（日）まで※

※ 瀬戸内国際芸術祭 2025 秋会期に準拠

7 スタンプ獲得箇所（実施エリア）

高松市内の盆栽に関係する施設のほか、観光施設、店舗、宿泊施設、商店街、駅などの拠点のうち、「すでに高松盆栽が展示してある」又は「レンタル盆栽による展示が可能」である場所の中から、15箇所以上。箇所及び詳細は、委託者と協議のうえ決定する。

8 業務の内容

瀬戸内国際芸術祭 2025 の秋会期にあわせて、国内外からの来訪者に高松盆栽の魅力を知ってもらい、地域資源の認知度向上と観光誘客の促進を図ることを目的として、市内各地に高松盆栽（レンタル盆栽を含む）を展示し、かつデジタルスタンプラリーを実施することに係る全ての業務とし、詳細な内容は次のとおりとする。

なお、記載された内容以外のものを提案することを妨げない。

（1）企画及び設計

- ・ 高松盆栽をテーマとしたデジタルスタンプラリーの企画
- ・ 初心者にも親しみやすく、視覚的・情緒的な、高松盆栽の魅力を伝える演出の検討
- ・ 周遊を促す導線設計、回遊性向上の仕組みづくり

（2）スタンプ獲得箇所の選定及びデジタルスタンプラリー実施に係る交渉

（3）レンタル盆栽（高松盆栽に限る）の展示に係る盆栽事業者及び展示場所の管理者との契約に係る交渉、事務処理、支出

（4）デジタルスタンプラリーシステムの構築

- ・ Web ブラウザベースのアプリケーション（インストール不要）
- ・ 二次元コード読み取りによるスタンプ獲得機能
- ・ スタンプ獲得履歴、達成状況の可視化
- ・ スタンプ獲得に応じた演出（テキスト、画像、動画等）の表示
- ・ 多言語対応（最低でも、日本語及び英語）
- ・ アクセシビリティ・スマートフォン対応（iOS／Android 両対応）
- ・ アンケート機能の実装

（5）デザイン・コンテンツ作成

- ・ 高松盆栽の魅力を表現するスタンプアイコン（オリジナルデザイン）
- ・ スタンプ獲得に応じたビジュアルやナビゲーション素材
- ・ PR 用リーフレット、バナー、SNS 投稿用素材等の制作

（6）デジタルスタンプラリーの広報及び参加促進

（7）運用及び保守

- ・ スタンプラリー期間中のシステム保守、障害対応（営業時間内）
- ・ アクセス数、利用者数、スタンプ獲得率等のログ収集と報告
- ・ イベント終了後の成果報告書の提出（ユーザー分析含む）

（8）景品交換対応

- ・ 一定数のスタンプ獲得者への景品交換・抽選等の仕組みの提案・運用

9 成果物

- (1) スタンプラリーシステム一式
- (2) 制作物データ
- (3) 運用マニュアル、管理画面（あれば）
- (4) 成果報告書（スタンプラリーの期間終了後 20 日以内に提出）

10 提案上限額

2, 6 1 8, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 応募者に求める要件

- (1) 類似業務の実績を有すること
- (2) 業務遂行に必要な体制及び技術を有していること
- (3) 地元企業との連携や地域理解があること

12 提案書に記載すべき内容

- (1) 業務遂行方針、体制
- (2) コンセプト及び演出案
- (3) スタンプラリー設計、UI 設計（※）、システムの構成
（※）ユーザーインターフェイス設計
- (4) 広報、参加促進の工夫
- (5) スケジュール案

13 受託後の提出書類

本業務の着手から完了までに契約書及び個人情報取扱特記事項に定めるもののほか、下記の書類等を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) スケジュール
- (3) 成果物
- (4) 完了届
- (5) 納品書
- (6) 請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

14 打合せ

受託者は、常に委託者と緊密な連絡をとり、進捗状況の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について、あらかじめ十分な打合せを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

なお、進捗状況の報告等を行うための打合せは、委託期間内に高松市内で 2 回以上行うものとし、打合せ等に係る議事録は、受託者が作成するものとする。

15 事業責任者の配置

受託者は、事業責任者を配置することとし、事業責任者は、業務の適正な管理を行わなければならない。

16 業務委託料及び費用の負担

業務委託料は、完了払いとし、本業務の完了検査後、適法な請求があつてから30日以内に支払うものとする。

また、本業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであつても、原則として受託者の負担とする。

17 業務の補償

業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で市に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

18 適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその金額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。
なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) 上記に定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

19 証明書及び申請書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

20 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了前に委託者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

21 引渡し

成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、委託者の検査をもって、業務完了とする。

22 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めない事項については、委託者と受託者の協議の上、これを定める。

23 その他

- (1) 制作された成果品は、委託者が期間の制限なく無償で、SNS、インターネット、印刷物、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により公表(公開、配布、放送等)することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- (2) 本業務にて作成する一切の成果物の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て高松市に帰属するものとする。ただし、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等や外部メディアに掲載された記事や画像、第三者が著作権を有する写真等の素材は含まないものとし、その権利の取扱いについては受託者により適切に処理を行うものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。